



被扶養者の

資格確認調査を実施します

共済組合では、現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、毎年、資格確認調査を実施しています。

この調査は医療費増高対策ならびに短期給付財政の適正化を目的に行うもので、大変重要な調査となります。

なお、提出期限は**8月1日(木)**までとなっておりますので調査の主旨をご理解いただき、期限までに必ずご提出くださるようご協力をお願いします。**期限までに提出されない場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。**

提出期限 令和元年8月1日(木)

調査対象者 平成31年4月1日現在で
18歳以上の被扶養者
(平成13年4月1日以前生まれの被扶養者)

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方へ、7月中旬頃に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由でお送りしますので、被扶養者の現況に応じた書類(下記②被扶養者の資格確認に必要な書類参照)を添付し、所属所の共済事務担当課に提出してください。

1 扶養認定に関するポイント

| 被扶養者の現在状況 | 資格確認のポイント |
|-----------------------|---|
| 学生 | <ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか? <p>→130万円以上の収入があれば、アルバイトでも認定はできません!</p> |
| 給与収入のある方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用条件変更により認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか? <p>→130万円以上の収入の見込みがあれば取消となります!(通勤手当等を含む税金等控除前の総支給額)</p> |
| 公的年金受給者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 年齢到達、改定等により限度額を超えていませんか? <p>→限度額を超えた改定月に遡って取消となります! ※非課税である障害年金、遺族年金も含まれます。</p> |
| 雇用保険待期中または受給延長中の方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険(日額3,612円以上)を受給していませんか?→もし受給していると遡って取消となります! |
| 組合員と別居している方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別居している被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか? <p>→収入以上の仕送りが確認できない場合は取消となります!</p> |
| 同居が認定要件の方(義父母、おじ・おば等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在別居していませんか?→同居が条件です。別居は認定取消となります! |
| 事業所得のある方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? <p>→共済組合の扶養認定上の所得は、税法上の所得とは異なり、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費を控除した額となります!</p> |

注意 企業年金や個人年金も収入に含まれます。

収入限度額

ご注意ください

公的年金等を受給している方

受給中の年金が障害年金である場合
年間180万円

60歳以上の方
年間180万円

その他の方
年間130万円

公的年金等を受給していない方

年間130万円

2 被扶養者の資格確認に必要な書類

| 対象者 | | 添付していただく書類 | |
|-------|------|----------------------------------|-------------------------------|
| 学生 | 扶養手当 | 有 | 添付書類不要 |
| | | 無 | 在学証明書(平成31年4月以降発行のもの) |
| 給与所得者 | 扶養手当 | 有 | 添付書類不要 |
| | | 無 | 事業主の証明(1年間の収入見込額)、平成30年分所得証明書 |
| 年金受給者 | | 最新の年金振込通知書(写)、改定通知書(写) ※通帳のコピー不可 | |
| 事業所得者 | | 平成30年分の確定申告書(写)および収支内訳書(写) | |

注意 父母どちらか一方が被扶養者になっている場合、父母双方の収入がわかる書類(上記参照)を提出してください。

※共済組合がマイナンバーを利用した情報連携によって、所得証明書の情報を受け取ることに同意いただける場合、認定を受けようとする方の所得証明書の添付は不要です。

被扶養者が認定要件を満たしていないことが判明した場合、すみやかに**認定の取消手続き**を行うこととなります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

新組合会議員 の紹介

組合会議員補欠選挙(第1区)が5月10日に執行され、小松市の西村 章氏が当選しました。また、5月30日に組合会が開催され、福祉委員に同氏が委嘱されました。

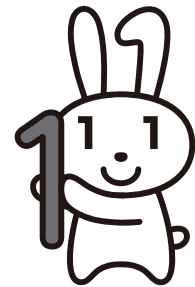
[議員] 西村 章氏(小松市)



年金分野でのマイナンバーを 利用した情報連携の準備を進めています

共済組合では、組合員とその被扶養者のマイナンバーを取得し、医療保険制度関係における情報連携を実施しています。

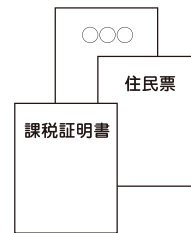
年金分野においても、年金の裁定請求時に情報連携を行うための試行運用を平成31年4月15日から開始し、本格運用に向けて準備を進めています。



年金の裁定請求時の情報連携が本格運用されると…



省略できます!



- ① 共済組合で裁定請求を受け付ける
- ② 共済組合は、手続きに必要な情報を地方自治体等へ照会する
- ③ 地方自治体等からマイナンバーに対応した情報が共済組合へ提供される

年金の裁定請求時の
添付書類が
これまでより簡素化

※本格運用開始前の年金関係書類の添付書類は、簡素化されません。

※本格運用開始後に省略できる添付書類は「住民票」「課税証明書」等で、戸籍抄本・謄本は必要です。

※本格運用開始後であっても、平成29年10月1日以前の年金関係書類の添付書類は簡素化されません。

特定個人情報保護評価を行いました

共済組合では、上記の試行運用開始に伴い、特定個人情報保護評価を行ってみなさんの個人情報を厳重に管理しています。評価書については、個人情報保護委員会のWebサイト(<https://www.ppc.go.jp/>)および当組合ホームページ(<https://www.kyousai-ishikawa.jp/>)に公表していますのでご覧ください。



人事異動

| 氏名 | 異動後 | 異動前 |
|------|--------|--------|
| 新学 | 保健課課参事 | 年金課課参事 |
| 戸澤之浩 | 年金課課参事 | 福祉課課参事 |

| 氏名 | 異動後 | 異動前 |
|------|-------|-------|
| 松本直樹 | 福祉課主査 | 保健課主査 |

(令和元年7月1日付)